

(公財) 日本釣振興会研究助成概要

1 主旨

公益財団法人日本釣振興会（以下当財団）は「釣り文化の普及を通して、魚族資源の保護・増殖、水辺環境の美化・保全、釣り場拡充の推進活動等の事業を行うことにより、青少年の健全な成長、社会の発展に寄与すること」を目的として活動しています。この度、魚族資源のうち、釣り文化の普及と発展に関わってきたオイカワ、ウグイ、モロコ、タナゴ、フナ類といった雑魚の資源動態に関連する研究に対して助成する運びとなりました。多くの研究者の方にご応募頂ければ幸いです。

2 助成対象者

助成対象者は、次の国内研究機関等に所属する者とします。

- (1) 地方公共団体の試験研究・技術開発機関
- (2) 学校教育法に基づく大学・短期大学・高等専門学校及びその附属研究施設
- (3) 独立行政法人の研究・技術開発機関
- (4) 調査研究・技術開発に関する業務を行う非営利的法人

3 研究対象課題

研究助成の対象は、内水面の魚類のうち漁業権魚種になっていない雑魚、例えばオイカワ、ウグイ、モロコ、タナゴ、フナ類などの資源動態（資源の変動や減少）に関連する調査・研究とします。

4 助成額

原則として1件あたり100万円を上限とし、審査により助成額を決定します。
大学等の間接経費（事務処理費）は含まれておりませんのでご注意ください。

5 助成期間

助成期間は助成決定通知日から2023年3月31日まで（2022年4月1日以降の実施分を含む）で、この期間に調査研究の成果が得られる研究を助成対象とします。なお、助成期間は原則、単年度です。最大2年間、同一テーマでの継続を認めますが、年度毎に申請し採択されたものに限りです。

6 助成内容

助成金の使用範囲は、研究や事業の遂行・成果のとりまとめなどに必要な経費とします。助成金の費目を次に示します。

- 【備品費】 申請課題の遂行に必要な機械器具備品費
- 【消耗品費】 申請課題の遂行に必要な試薬、器具類、採集用具、実験生物、一般文具等消耗品
- 【旅費】 申請課題の遂行に必要な国内（交通費、宿泊費）
- 【研究人件費】 共同研究者以外の外部協力者に対する謝金や作業補助に対する謝金
- 【その他経費】 上記に該当しないもの
通信・運搬費、印刷費、備船費など

注) 以下に記載した費用は対象外とします。

- ① 応募する本人と共同研究者・共同事業者の人件費
- ② 汎用性のある機器（例:パソコンなど）の購入費

7 申請手続き

研究代表者は所定の申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、申請書を公益財団法人日本釣振興会宛のメール (info@jsafishing.or.jp) に添付してご応募ください。提出の際、添付する申請書は PDF ファイルとし、メールの件名は「2022 年度日本釣振興会研究助成応募」として下さい。

8 締切 2022 年 7 月 22 日（金）17：00 到着分まで

9 選考

当財団の環境委員会で審査選考を行います。

10 決定および通知

選考結果は、2022 年 7 月末を目処にメールで通知します。なお、選考過程に対するお問い合わせには応じません。

11 助成金の交付

(1) 助成額の確定通知を受けた申請者は、2022 年 8 月 31 日までに、所定の請求書にて当財団に助成金の支払いを請求して下さい。

(2) 助成金の交付は、原則として申請者の所属する機関に対して行います。助成決定後、申請者が所属する所属機関長の承諾書を提出してもらいます。

(3) 当財団は 2022 年 9 月 15 日までに、申請者の請求に基づき、決定した助成金の全額を概算払いします。

(4) 所属する機関等において寄付金扱いを希望する場合は、所属機関所定の様式に必要事項を記入の上、2022 年 8 月 31 日までに提出してください。また、「研究期間中に申請者が他大学等への転出・退職等により所属機関において寄付目的を遂行することができない場合は、所属機関が寄付金を転出先に移しかえる又は当財団に返還する。」の内容を追記して下さい。なお、寄付金の使用用途については、本申請研究に限ったもので、所属機関の教育活動等に経費を充当することは認めません。

12 助成の対象

研究に直接必要な費用のみが対象であり、助成期間中に当該研究において使用されたことを証明できるものに限りします。

13 助成金の交付条件

助成金の交付条件を次に定めます。

(1) 申請者は、交付決定の通知を受けた後、調査研究の進捗に支障が生じた場合は速やかに当財団事務

局と協議して下さい。また、調査研究を中止しようとする場合は、速やかに中止申請書を当財団に提出してもらいます。なお、助成金の概算払いを受けている場合は助成金を当財団に返還してもらいます。

(2) 申請者が期限までに正当な理由なく研究成果及び助成金使途の報告を行わなかった場合は、助成金の返還の請求を行います。

(3) 所要経費支出の妥当性も含め審査しているため、予定額内訳(費目)の2割を超える流用は認めません。ただし、研究の進行状況で大幅な変更が必要な場合は、事前に当財団の承諾を得て下さい。

(4) 交通費(旅費)は原則、助成額の2割以内です。ただし、研究の必要性からこれを超える場合は、詳細な予定明細を事前に提出してもらい、内容の妥当性については選考委員会で判断します。

14 研究報告書等

申請者は、研究の成果および助成金使途(収支明細書等)について、2023年3月31日までに当財団に提出してもらいます。また、研究計画通りに進捗できていない場合は、進捗状況とそれに対応した経費用途を明確に示してもらいます。

15 研究成果の公表等

(1) 当財団は、助成した研究の内容等について、必要に応じて申請者に対し説明を求めることがあります。

(2) 研究助成を受けた者は、成果の公表に努めるものとし、公表にあたっては、当財団の助成を受けている旨を明記して下さい。

(3) 助成を受けた研究の成果が論文や学会等で発表された場合は、その内容の写しを必ず当財団へ提出して下さい。

16 成果発表会(シンポジウム)

研究助成を受けた者には、当財団が開催する成果発表会やシンポジウムに参加して頂く場合があります。また、研究成果を当財団HPや機関誌等で公表する場合がありますので、予めご了承下さい。

17 知的財産権等の帰属

研究助成を受けた研究の成果から発生する知的財産権等については、研究者または研究者の所属する機関に帰属するものとします。